

奨学生募集要項（2026年度）

No.

22

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	住吉学園		
2026 募集依頼人数	原則、各学年1名		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 40,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時) 一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	神戸市東灘区住吉地域に在住し、下記の指定小学校及び中学校を卒業した者
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ・家計要件あり 世帯収入〔両親〕：550万円（税込）以下 【指定小学校・中学校】 小学校：住吉小学校、渦が森小学校 中学校：住吉中学校 		

奨学生募集要項（大学生用）

一般財団法人 住吉学園

一般財団法人住吉学園奨学金規程により、令和8年度奨学生を下記の通り募集しますので、希望者は学校長または学長の推薦を経て当財団にお申し込み下さい。

1. 奨学生の応募資格

- ①当法人が指定する大学へ進学する者。もしくは、在学中の者。
- ②住吉【*1】に在住（学生寮含む）し、学業成績、人物とも優秀で経済的理由等により修学困難で、神戸市立住吉小学校もしくは神戸市立渦が森小学校を卒業し、神戸市立住吉中学校を卒業した者。
- ③世帯収入（両親）が550万円（税込）までの者。

【*1】住吉とは神戸市東灘区住吉南町、宮町、東町、本町、山手、住吉台、鴨子ヶ原、渦森台をいう。

2. 奨学生募集人員

下記の大学で、原則、各学年で1名ずつ（同学年で複数の場合は、要相談あり）

神戸市内の国公立大学	東灘区の私立大学
神戸大学	甲南大学
神戸市外国語大学	甲南女子大学
神戸市看護大学	神戸国際大学
兵庫県立大学	神戸薬科大学
	頌栄短期大学

3. 奨学金の支給期間及び支給金額

- ① 支給期間は、正規の最短修業年限。（※大学院は除く。）
- ② 支給金額は、月額4万円（※他の給付型の奨学金との併給可）

4. 出願手続

様式第1号の申請書（※裏面の誓約書）に下記の書類を添えて提出のこと。

- ① 学校長または学長の推薦書（様式第2号）
- ② 身上書（様式第3号）
- ③ 卒業証書のコピー（住吉小学校もしくは渦ヶ森小学校）
- ④ 卒業証書のコピー（住吉中学校）
- ⑤ 住民票（世帯全員が記載してあるもの）
- ⑥ 市長村長の発行する所得証明書（「令和8年度（令和7年分所得）記載」の両親分）
- ⑦ その他、当法人が指定した必要な書類

5. 申込締切期日

令和8年6月30日（火） 学校長又は学長を経由して当財団に申込みのこと。

6. その他

- ① 取得した個人情報については奨学生の選考、奨学資金給付、管理等の業務以外には同意なく使用いたしません。
- ② 詳細については、当財団もしくは大学へご照会ください。

【問い合わせ先】

一般財団法人住吉学園

神戸市東灘区住吉本町3丁目3番4号

電話 (078) 841 - 0034 FAX (078) 841 - 0106

ホームページ <http://www.sumiyoshigakuen.com/index.html>

7. 奨学金給付についての注意事項

(給付期間)

奨学金の給付期間は、正規の最短修業年限とする。(※大学院は除く。)

(給付の取消事由、還付及び再給付)

奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を取り消し、かつ、故意により重大な違約が認められた場合は、当法人は、当該期間に給付した奨学金の還付を求めることができる。

- (1) 休学、退学及び停学処分を受け、または留年したとき。
- (2) 1ヵ月以上、欠席したとき。
- (3) 学業、性行等により奨学金の給付が適当でないと認められたとき。
- (4) 虚偽の申告をしたとき。
- (5) 本人又は保護者が住吉以外に転居したとき。(※学生寮は可。)
- (6) その他、重要な事項に異動が生じたとき
- (7) 死亡したとき。
- (8) 世帯収入(両親)が550万円(税込)を超えたとき

※(1)(2)(3)(4)(5)(6)に該当した場合は、該当した時点までの給付とし前払いしている分は還付を要します。

※(2)については、疾病等により事情止むを得ないときは、再給付することがある。

(異動の届出)

奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本人または保護者は速やかに届出なければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 休学、退学または転校したとき。
- (3) 停学処分を受け、または留年したとき。
- (4) 住所を変更したとき。
- (5) 留学するとき。
- (6) 1ヶ月以上、欠席したとき。
- (7) その他、重要な事項に異動が生じたとき。

(報告)

奨学金の受給者は、次の事項について、当法人に報告しなければならない。

- (1) 奨学生または保護者は、毎年4月に学業成績表、毎年6月に所得証明書(両親分)及び住民票(世帯全員が記載してあるもの)を郵送もしくは持参により提出すること。
- (2) 奨学生が卒業したとき。

(給付審査)

毎年度、7月に提出書類(学業成績表、所得証明書、住民票等)に基づき審査を行うため、4～6月に既に給付した奨学金については、審査が通らずとも還付を要しない。

(※給付の取消事由(1)(2)(3)(4)(5)(6)は除く。)

(奨学金給付の辞退)

奨学生または保護者は、いつでも奨学金給付の辞退を申し出ることができる。

(給付時期及び方法)

奨学金の給付は毎年度4月から3ヵ月毎(4月、7月、10月、1月)に当財団の指定の期間において手渡しするものとする。

一般財団法人住吉学園奨学生

推 薦 書

年 月 日

一般財団法人住吉学園
理事長 竹田 統 殿

大学名 _____

学校長 _____ ⑩

下記の者は、貴法人の実施する奨学生に条件資格に該当する者と認め、責任をもって推薦いたします。

記

1. 学部学科等名

_____	学 部	_____	課 程	_____	_____	_____	_____	_____	_____
			学 科						

(フリガナ)

2. 推薦する生徒氏名 _____

3. 推 薦 理 由

.....

.....

.....

.....

.....

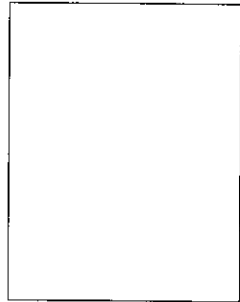
.....

.....

(様式第 3 号)

身 上 書

写真貼付



本人氏名	(ふりがな)
	氏名
生年月日	年 月 日生 (満 才)

現住所	(ふりがな)	自宅電話 () - 本人携帯 () -

学 歴	1	年 月 日	小学校卒業
	2	年 月 日	中学校入学
	3	年 月 日	中学校卒業
	4	年 月 日	高等学校入学
	5	年 月 日	高等学校卒業
	6	年 月 日	大学 学部 入 学
	7	年 月 日	大学 学部 在学中 (回生)

家族関係(本人不要)	本人との続柄	氏 名	年 令	職業・勤務先・在校名	地 位	健 康	備 考

上記の事実と相違ありません。

年 月 日

本人氏名

㊟

(注) 大学在学の者は学歴欄の1・2・3・4・5・6・7を記入のこと

一般財団法人住吉学園奨学生申請書(大学用)

一般財団法人住吉学園
理事長 竹田 統 様

大学名

氏名

わたくしは、一般財団法人住吉学園の奨学生として採用願いたいので、関係書類を添えて申請いたします。

(必要書類)

- 学校長または学長の推薦書
- 身上書
- 卒業証書のコピー (神戸市立住吉小学校もしくは神戸市立渦ヶ森小学校)
- 卒業証書のコピー (神戸市立住吉中学校)
- 住民票 (世帯全員が記載されているもの)
- 市長村長の発行する所得証明書 (両親分)
- その他、当法人が指定した必要な書類

年 月 日

(本人) 住所

氏名

㊞

(保護者) 住所

氏名

㊞

誓約書

1. 給付金の金額については、給付通知書記載のとおりとする。

(給付期間)

2. 奨学金の給付期間は、正規の最短修業年限とする。(大学院は除く。)

(給付時期及び給付審査)

3. 奨学金の給付は4月から3ヵ月毎に渡すものとし、毎年度、**下記6の(1)**の提出書類に基づき、世帯収入等の審査の上、給付する。(毎年度7月に審査を行うため、4～6月の既に給付した分については、審査が通らない場合も、返還を要しないが、4-(7)、4-(8)以外の取消事由に該当した場合は、返還を要します。)

(給付の取消)

4. 奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を取り消す。また、故意による重大な違約が認められた場合は、当法人は、当該期間に給付した奨学金の還付を求めることができる。

- (1) 休学、退学及び停学処分を受け、または留年したとき。
- (2) 1ヵ月以上、欠席したとき。
- (3) 学業、性行等により奨学金の給付が適当でないと認めたとき。
- (4) 虚偽の申告をしたとき。
- (5) 本人又は保護者が住吉以外に転居したとき。ただし、学生寮は可とする。
- (6) その他、重要な事項に異動が生じたとき。
- (7) 死亡したとき。
- (8) 世帯収入(両親分)が550万円(税込)を超えたとき
ただし、疾病等により事情止むを得ないときは、再給付することがある。

(異動の届出)

5. 奨学金の受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本人または保護者は速やかに届出なければならない。
 - (1) 死亡したとき(死亡に至った場合は、翌日より支給を停止する。)
 - (2) 休学、退学または転校したとき。
 - (3) 停学処分を受け、または留年したとき。
 - (4) 本人又は保護者が住所を変更したとき。
 - (5) 留学するとき。
 - (6) 1ヶ月以上、欠席したとき。
 - (7) その他、重要な事項に異動が生じたとき。

(報告)

6. 奨学金の受給者は、次の事項について、当法人に報告しなければならない。
 - (1) 奨学生または保護者は、毎年4月に学業成績表、毎年6月に直近の所得証明書(両親)及び、住民票(世帯全員が記載してあるもの)を郵送または持参により提出すること。
 - (2) 奨学生が卒業したとき。

(奨学金給付の辞退)

7. 奨学生または保護者は、いつでも奨学金給付の辞退を申し出ることができる。

受給者 (住所)
(氏名) ㊞

保護者 (住所)
(氏名) ㊞